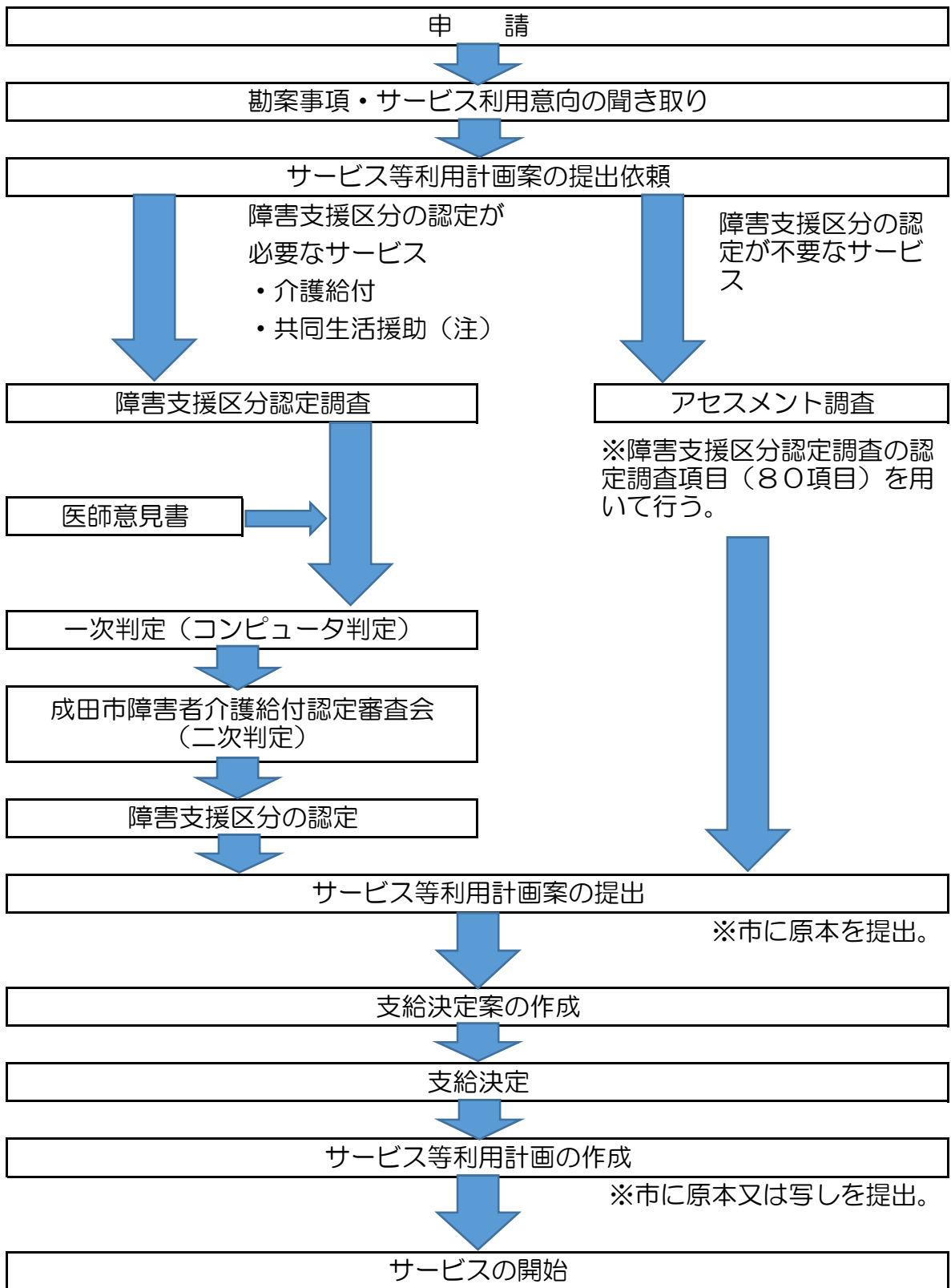


(図1) 支給決定の基本的な流れ



(注1) 共同生活援助のうち、入浴、排せつ又は食事等の介護を伴わない場合は、「障害支援区分の認定が不要なサービス」とする。

(注2) 介護保険サービスを併用する場合は、介護保険の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(ケアプラン)に障害福祉サービスの利用が必要である

ことが位置付けられている必要があるため、申請時にケアプランの写しを提出しなければならない。

ただし、市がサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合を除き、原則としてサービス等利用計画案及びサービス等利用計画の提出を不要とする。